

# 高校生等奨学給付金（私立）

令和2年度 家計急変世帯対象

新型コロナウイルス  
緊急対応①

## ◎制度の概要

三重県では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、私立高等学校等に  
通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

**今般の新型コロナウイルス感染症の影響などで、家計急変により保護者等の収入が激減した世帯を対象と  
します。**

## ◎対象となる方……申請日において次の資格をすべて満たす世帯

- 高等学校等就学支援金（高等学校等の授業料に対する支援）の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯（特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。）
- 保護者等が三重県内に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。）
- 家計が急変し、保護者等が「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯<sup>(※1)</sup>。生業扶助受給世帯の方は7月の通常申請で申し込んでください。

※1 所得割合算額の見込が非課税の世帯（この表に該当しない場合はお問い合わせください）

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,070,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいます。

## ◎支給決定方法、必要書類

○家計急変の発生事由を証明する書類等<sup>(※2)</sup>により、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定します。

- ※2(必要書類)：①家計急変の発生事由を証明する書類(離職票、雇用保険受給資格者証、廃業等届出等)、  
②家計急変前後の収入を証明する書類(最新の課税証明書の写し、会社作成の給与見込、直近の給与明細書、  
税理士作成証明書類等)、③保護者等の扶養親族の人数・年齢確認書類(扶養親族分の健康保険証の写し等)  
④保護者等全員分の住民票、⑤通帳の写し(振込先確認のため)

## ◎申請時期……家計急変後、随時(令和3年2月末まで)

## ◎申請方法

○上記の資格をすべて満たす世帯は、下記ホームページからダウンロードするか、各学校で申請書類を受け取り、記入の上、各証明書書類等<sup>(※2)</sup>とともに各学校に提出してください。

## ◎申請書類提出先……各学校の担当者

## ◎給付額等

○給付額は、世帯の状況により変わります。(下記表参照、7月末までに申請の場合)

世帯種別			給付金額
非課税世帯 ※生業扶助受給世帯を除く	全日制 定時制	第1子	103,500円
		第2子以降	138,000円
	通信制		38,100円
	専攻科		38,100円

- ・申請は1回です
- ・返済は不要です
- ・令和2年度の住民税所得割が非課税の世帯は、従前通り7月上旬にご案内します

○申請のあった指定口座に、審査が終了次第、順次振り込みます。学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。

○8月以降の申請の場合は、給付額は申請を受け付けた翌月以降の月数に応じて算定しますので、上表のものと異なります。

## ◆問い合わせ先

三重県環境生活部私学課奨学給付金担当 電話 059-224-2161

様式等は三重県私学課 HP(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600005830.htm>)をご確認ください。

※国公立高等学校等に在籍する生徒の場合、三重県教育委員会事務局教育財務課奨学給付金担当  
電話 059-224-2827 へお問い合わせください。